

議案第93号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため、西都地区に公民館を新設するとともに、今津公民館の新築移転に伴い、その位置を改める必要があるによる。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例

福岡市公民館条例（昭和39年福岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡市今津公民館の項中「字松葉」を削り、同表に次のように加える。

福岡市西都公民館	福岡市西区女原北
----------	----------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。